

本件プログラム1 (マンロック環境監視プログラム) について 【著作権 (複製権) 侵害の成否】

		原告の主張	被告の主張
争点1-1	著作物であるか	<p>1 本件プログラム1の概要 本件プログラム1は、マンロック (高圧室作業場所への作業員の出入り用機密扉) 内の気圧、二酸化炭素濃度等を記録するペーパーレスレコーダー (最大10機) を集中管理 (レコーダーで記録された情報を遠隔地のパソコンでリアルタイムに表示し、データを蓄積するとともに閾値を超えた場合には警告を発することが可能) するシステムプログラムである。</p> <p>2 創作性があること 原告は、被告の提案書に沿ったプログラムを実現するため、管理するレコーダーの数、アプリケーションの形態、レコーダーとの通信仕様、収録データの管理方法、画面表示等のプログラミングについて、サブルーチン化するか否かを含め、複数の選択肢の中から各1つの選択肢を採用し、具体的なソースコードとして表現した。 本件プログラム1のソースコードは、A4用紙128ページ (1ページあたり60行程度) に及び、データ構造との関連方法も複雑である。本件プログラム1のソースコードには、原告の開発方針が散りばめられており、ソースコードの組み合わせ、表現順序等には、原告の個性が表れている。 本件プログラム1は、ペーパーレス記録計 (計測して収録計算したデータをWEBブラウザを通じて表示する機能を有するもの。以下「ロガー」という。) 単体では実現できない機能、具体的には、遅延のない測定データの表示機能、測定データの自動転送機能、及びロガー単体で備わっている機能の統括管理機能を有しており、データベースを使用した統合管理が可能になっている。このような機能は、本件プログラム1の制作以前に実現されていなかった。 このように、本件プログラム1のソースコードは、原告の個性の表れた創作的表現によって記述されているから、著作物である。</p>	<p>1 本件プログラム1の概要 本件プログラム1は、WEBブラウザの表示において最大8台分のロガーのデータを1台のパソコンのブラウザに分割表示できるようにし、かつ、警告出力機能を設けたプログラムである。</p> <p>2 創作性がないこと (1) プログラム著作物において、言語、規約、解法には著作権が及ばない (著作権法10条3項) とし、本件各プログラムのソースコードには、「規約」や「解法」に該当する部分が含まれ、当該部分の記述内容や語句や数字、一般的な構文や命令文であって、いずれも思想又は感情の表現ではない。 (2) 本件プログラム1のソースコードの大部分には、インターネット上に公開されたサンプルプログラムのソースコードが使用されており、一般的なプログラミング手法であり、原告が創作したものとはいえない。 本件プログラム1は、計測業務現場の酸素等の濃度計測という労働安全衛生管理を目的としたものであるところ、計測方法はあらかじめ決められた管理基準に従うから、当該方法のプログラム制作に創作性や独自性が入り込む余地はない。本件各プログラムのソースコードの記述は、いずれも単純な作業を行うfunction (ローカル変数やテーブルの宣言及びモジュールの呼出し等) の複数の記述であり、表現の選択の幅は狭く、具体的な記述の表現も定型的なものでありありふれたものである上、個々の記述の順序や組合せについても計測上の管理基準に対応させたにすぎないものでありふれている。 (3) なお、プログラムの機能は、プログラムの指令に基づいてコンピューターが稼働したことにより得られる結果にすぎないから、その存在をもってソースコードが創作性が肯定されることにはならない。 (4) よって、本件プログラム1のソースコードに創作性はなく、著作物ではない。</p>
争点1-2	被告に故意又は過失があったか	<p>被告は、本件プログラム1の複製により原告の著作権を侵害することを認識していたので、被告には故意があった。また、仮に、被告に故意がなかったとしても、被告は原告に複製許可を求めるなどして著作権の侵害を回避する義務があったにもかかわらず、当該義務を怠ったから、少なくとも被告に過失があった。</p>	<p>原告の主張は、否認し争う。</p>
争点1-3	損害の有無及び額	<p>1 制作費相当額 本件プログラム1の制作報酬は50万円 (税別) であり、被告による複製回数は10回程度であった。よって、本件プログラム1の複製による損害は、少なくとも500万円である。</p> <p>2 弁護士費用 上記1の1割に相当する少なくとも50万円</p>	<p>原告の主張は、否認し争う。</p>
争点1-4	複製に対する原告の承諾があったか	<p>被告の主張は、否認し争う。</p> <p>1 複製の回数 被告は、被告担当者が平成28年12月19日に「いままで10か所くらい勝手にコピー」したと述べているように、本件プログラム1を少なくとも10回複製した。</p> <p>2 承諾がなかったこと 次の各事情にも照らせば、原告が、本件各プログラムを特定の現場及び業務に利用されることを前提に制作・納品し、他の現場及び業務に利用するために複製することは認識しておらず、複製を黙示的にも承諾していなかったことは明らかである。すなわち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本件プログラム1の注文書の業務請負契約条項に複製に関する規定はない。</li> <li>本件各プログラムと同様に被告から依頼を受けて制作したプログラムの注文書には、業務番号が記載されていた。</li> <li>原告は、平成28年9月27日、被告担当者から、動作テストのために納品済みの本件プログラム6の最新プログラムの送信を求められたことに不信感を抱き、翌28日、本件プログラム6の最新プログラムを本件措置を講じて送信した。また、同年10月19日には、被告から修正依頼を受けていた本件プログラム1に本件措置を講じ、1ライセンス分のプログラムと共に関プログラムを送信した。原告は、同年12月19日、被告担当者から、新たな現場で利用するために本件プログラム1を複製できるよう依頼されて断ったが、今後原告にプログラム制作を依頼できないなどと強く言われ、仕方なくプログラムキーを開示した。</li> <li>原告は、その後、被告との間で、プログラムの有償ライセンス契約の締結交渉を行い、被告に対し、本件各プログラムの著作権侵害について、「承諾を得た現場以外でこのプログラムが使用されていないか」などと問い合わせたところ、被告から異議を述べられることなく、平成29年4月7日、著作権侵害に対する解決案と本件プログラム1及び本件プログラム2のライセンスに関する覚書案を提示した。</li> </ul>	<p>1 複製の回数 被告は、平成29年2月24日、同時進行中の3つの現場で本件プログラム1を利用するため、平成28年10月から本件措置が講じられていた本件プログラム1のプログラムキーの開示を原告から受けた上で、本件プログラム1を1回複製した。</p> <p>2 承諾があったこと (1) 本件各プログラムについて 本件各プログラムは、いずれも市販量販品ではなく、被告が仕様を提示して被告の計測作業でのみ利用されるために制作されたプログラムであり、原告はこれを認識していた。 原告は、被告から依頼を受けて制作したプログラムがある現場で利用された後、他の現場で使用するために複製又は改変されることを認識していた。本件各プログラムは、現場環境や計測目的・計測用途に応じてカスタマイズできるように汎用性を持った仕様となっている。 本件各プログラムは、原告ではなく専ら被告が利用するものであるにもかかわらず、原告は、平成29年1月17日まで被告による複製に関する利用許諾条件を示さなかった。 原告は、本件プログラム以外に自ら制作したプログラムについて、異議を述べることなく被告の翻案作業に従事し、本件プログラム1に本件措置を講じた後も、被告の求めに異議を述べることなくプログラムキーを開示するなど、平成29年1月17日までの間、被告によるプログラムの複製又は改変に異議を述べなかった。</p> <p>(2) 本件プログラム1について 本件プログラム1は、現場名や現場で用いるレコーダーの台数、警報メールの送信先 (担当者メールアドレス)、個々のレコーダーの名称や表示数等を自由に入力し、入力した現場名でファイルが保存される形式の仕様となっているから、特定の現場での利用に限定されたものではない。 また、上記のとおり、被告は、原告からプログラムキーの開示を受けた上で本件プログラム1を複製した。</p> <p>(3) 以上の事情に照らせば、被告による本件プログラム1の複製につき、原告の黙示の承諾があった。</p>
争点1-5	著作権法47条の3第1項の「必要と認められる限度」の複製に当たるか	<p>被告の主張は、否認し争う。 「必要と認められる限度」 (著作権法47条の3第1項) とは、プログラムをコンピューターで使用するに際して当然に必要となるような複製や翻案であり、著作権を制限しても著作権者の利益を不当には害しないような範囲に限定されるところ、被告による複製は、「必要と認められる限度」の複製であるとはいえない。</p>	<p>仮に、被告による複製に対する原告の承諾がなかったとしても、上記のとおり、当時同時進行していた複数の現場での計測業務に利用するために本件プログラム1を利用する必要性が生じたために行った複製であるから、著作権法47条の3第1項の「必要と認められる限度」として許容される。</p>

争点1-6	消滅時効が完成したか	<p>被告の主張は、否認し争う。  不法行為による損害賠償請求権の消滅時効の起算点は、「被害者が損害を知ったとき」、すなわち、「被害者が損害の発生を現実に認識し得たとき」である。  原告は、平成28年10月19日、被告に不信感を抱いて本件プログラム1に本件措置を講じ、その後、本件プログラム1以外のプログラムの複製の事実があるかについて可能な限り調査したところ、平成29年1月中旬ごろ、本件パソコンに本件プログラム3ないし同5の複製プログラムが保存されていることを知り、同月16日、被告担当者に対し、本件プログラム1及び同2について有償でライセンスすることとし、残りのプログラムの著作権侵害について調査するように求めた。  以上の経緯に照らせば、原告が、被告による著作権侵害による損害の発生を現実的に認識したのは、早くとも平成29年1月である。  よって、本件各プログラムの著作権侵害を理由とする損害賠償請求権の消滅時効はいずれも完成していない。</p>	<p>原告は、平成28年10月19日に本件プログラム1について本件措置を講じた後、本件プログラム1及び同2を主として、本件各プログラムのライセンス料の支払を求めるなどした。また、原告は、平成26年5月に、被告の複製した被告プログラム3ないし被告プログラム5が保存された本件パソコンを預かっており、遅くとも平成28年10月19日に、本件プログラム3ないし本件プログラム5の複製の事実を認識し得た。  よって、遅くとも平成28年10月19日から3年の経過（令和元年10月19日の経過）をもって、原告の著作権侵害を理由とする損害賠償請求権の消滅時効は完成した（なお、被告は、消滅時効の起算日を平成28年10月14日であるとも主張する（被告準備書面6参照））。</p>
-------	------------	---	--

本件プログラム2 (高圧室業務記録プログラム) について

【著作権(複製権)侵害の成否】

		原告の主張	被告の主張
争点2-1	著作物であるか	<p>1 本件プログラム2の概要 本件プログラム2は、本件プログラム1とともに使用されるものであって、本件プログラム1で収録されたデータを元に高圧下での作業員の作業環境(当該作業員が作業した場所における気圧及び二酸化炭素濃度並びに作業時間等)の管理及び当該作業場所から地上に戻る場合の気圧の下げ方等の適切な復帰方法の策定を目的とするプログラムである。</p> <p>2 創作性があること 原告は、平成27年2月頃、被告から仕様書(甲24)を提示されていたが、同仕様書には概略的な内容が記載されているにとどまっていたため、被告の要望を実現するためのプログラムコードを一から思案することとし、ソースコードの配置や表現の順序等について、原告が必要と考えた機能を抽出、分類して相互に組み合わせるなど、多様な選択肢の中から選択をして制作した。具体的には、原告は、被告の要望に沿って、①作業員の管理や②測定データの解析、③減圧計画の決定、④減圧の実施、⑤報告書作成を実現するプログラムとなるように、様々な作業条件やクライアントの工程計画にも対応するように、メインルーチンを②③⑤としてサブルーチンを①④とする構成とした上で、多様な選択肢の中から1つを選択してソースコードの配置等を行った。また、ソースコードの分量は、A4用紙188頁にも及んでいる。 このように、本件プログラム2のソースコードは、原告の個性の表れた創作的表現によって記述されているから、著作物である。</p>	<p>1 本件プログラム2の概要 本件プログラム2は、ロガーが計算処理したデータを、期間を指定して呼び出してパソコンにコピーし、当該パソコンから指定のフォーマットの日報によりプリントアウトさせるプログラムである。</p> <p>2 創作性がないこと 別紙1「争点1-1」の「被告の主張」欄の2(1)(3)のとおり。 また、本件プログラム2は、本件プログラム1と同様に、計測業務現場における現場作業員の作業環境の酸素等の濃度計測という労働安全衛生管理を目的とするものであり、計測方法はあらかじめ決められた管理基準に従って計算されるものであり、その創作性や独自性が入り込む余地はない。 よって、本件プログラム2のソースコードに創作性はなく、著作物ではない。</p>
争点2-2	被告に故意又は過失があったか	<p>被告は、本件プログラム2の複製により原告の著作権を侵害することを認識していたので、被告には故意があった。 また、仮に、被告に故意がなかったとしても、被告は原告に複製許可を求めるなどして著作権の侵害を回避する義務があったにもかかわらず、当該義務を怠ったから、少なくとも被告に過失があった。</p>	<p>原告の主張は、否認し争う。</p>
争点2-3	損害の有無及び額	<p>1 制作費相当額 本件プログラム2の制作報酬は75万円(税別)であり、被告による複製回数は10回程度であった。 よって、本件プログラム2の複製による損害は、少なくとも750万円である。</p> <p>2 弁護士費用 上記1の1割に相当する少なくとも75万円</p>	<p>原告の主張は、否認し争う。</p>
争点2-4	複製に対する原告の承諾があったか	<p>被告の主張は、否認し争う。 別紙1「争点1-4」の「原告の主張」欄のとおり、原告は被告の複製を黙示的にも承諾していなかった。</p>	<p>1 本件各プログラムについて 別紙1「争点1-4」の「被告の主張」欄の2(1)のとおり。</p> <p>2 本件プログラム2について 本件プログラム2は、本件プログラム1と共に利用されるプログラムであり、原告もそのことを認識していた。 本件プログラム2は、新規ファイル作成時のプロパティ入力設定にあたって、工事名及び作業内容、並びに、高圧室で業務に従事する作業員名、所属、工種及び主任者を任意に入力することができる仕様となっているから、複数の現場で利用されることが想定されていたといえる。</p> <p>3 以上の事情に照らせば、被告による本件プログラム2の複製につき、原告の黙示の承諾があった。</p>
争点2-5	著作権法47条の3第1項の「必要と認められる限度」の複製に当たるか	<p>被告の主張は、否認し争う。 別紙1「争点1-5」の「原告の主張」欄のとおり。</p>	<p>仮に、被告の複製に対する原告の承諾がなかったとしても、上記複製は、上記のとおり、当時同時進行していた複数の現場での計測業務に利用するために本件プログラム2を利用する必要性が生じて行ったものであるから、著作権法47条の3第1項の「必要と認められる限度」の複製にあたる。</p>
争点2-6	消滅時効が完成したか	<p>被告の主張は、否認し争う。 別紙1「争点1-6」の「原告の主張」欄のとおり、著作権侵害に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算日は平成29年1月であり、消滅時効は完成していない。</p>	<p>別紙1「争点1-6」の「被告の主張」欄のとおり、遅くとも平成28年10月19日から3年の経過をもって、原告の著作権侵害を理由とする損害賠償請求権の消滅時効は完成した。</p>

本件プログラム3（騒音振動プログラム）について

【著作権（複製権）侵害・著作者人格権（同一性保持権・氏名表示権）侵害の成否】

		原告の主張	被告の主張
争点3-1	著作物であるか	<p>1 本件プログラム3の概要 本件プログラム3は、工事現場等で常時騒音及び振動を測定し、規定以上の騒音及び振動が発生していないか監視するプログラムであり、騒音計及び振動計から発信されるアナログ信号をリアルタイムに表示して警戒値の判定を行い、騒音及び振動が警戒値を超えた場合は、指定時間に遡ってデータ収録を行う機能を有している。</p> <p>2 創作性があること 騒音計及び振動計から発信されるアナログ信号の入力処理は、コンテック社のアナログ入力ボード（以下「ADC」という。）を制御することによって行われるところ、ADC制御のアルゴリズム（初期化、設定、変換開始、変換終了、データ取得、データ保存）に係るソースコードについて、原告は、多数の選択肢のある中から、自らが必要であると考えた機能を重視して1つを選択し、組み合わせて創作した。例えば、「データ取得」のソースコードにおいては、タイマーイベントを利用してプログラム側が定期的にメモリ状態を監視し、取得処理を行うという複雑な機能を実現できるように表現している。また、連続的に長時間安定した処理ができるように、原告は、独自の考えに基づき、実数値演算ではなく整数値演算の関数を作成し、処理速度の向上を重視した表現をソースコードに採用した。 このように、本件プログラム3のソースコードは、原告が必要と考えた機能を抽出、分類した上で、相互に組み合わせられた創作的表現によって記述されており、原告の個性が表れているから、著作物である。</p>	<p>1 本件プログラム3の概要 本件プログラム3は、騒音計及び振動計によって測定される騒音と振動のうち、一定レベル以上の騒音又は振動を計測した場合に、その前後3分程度の騒音又は振動を記録し、その記録データをプリントアウトできるようにしたプログラムである。</p> <p>2 創作性がないこと (1) 別紙1「争点1-1」の「被告の主張」欄の2(1)(3)のとおり。 (2) 原告が創作的な表現であると指摘するソースコードの記述は、いずれもありきたりな手法であり、原告の個性が発揮されたものとはいえない。 (3) よって、本件プログラム3のソースコードに創作性はなく、著作物ではない。</p>
争点3-2	本件プログラム3を複製・変更したプログラムがサイレントロボのプログラムであるか	<p>原告は、平成29年1月中旬頃、本件パソコン内に被告プログラム3が存在することを認識し、タイムスタンプを確認したところ、被告が少なくとも本件プログラム3を6回複製し、変更したことが明らかとなった。 被告プログラム3のみならずサイレントロボは、本件プログラム3と同様の機能・内容を有しており、騒音計及び加速度計からリアルタイムにデータを入力し、定期的な測定及び警戒値を超えた場合の適時的なデータ収録が可能であるという点で本件プログラム3の内容を覚知させるものである。 よって、本件プログラム3を複製したプログラムがサイレントロボのプログラムである。 この点、被告がサイレントロボのソースコードとして提出するソースコード（乙23。以下「乙23ソースコード」という。）は、サイレントロボの仕様書に記載されたチャンネル数と異なるものである上、ソースコードの内容も簡素なものあり、これをもってサイレントロボが機能するとはいえないから、乙23ソースコードはサイレントロボのソースコードではない。</p>	<p>被告は、原告から本件プログラム3の納品を受けた平成17年4月30日より前の平成15年10月に、サイレントロボを制作した。また、サイレントロボは、振動規制法を踏まえて、周辺の生活環境に与えている工事の振動騒音を周辺住民に公開するためのプログラムであり、騒音振動のピーク等を計測することは予定されていないのに対し、本件プログラム3は、土木工事や発破の影響を工事の管理者が把握することを目的として騒音振動を計測するためのプログラムであり、騒音振動ピーク等を計測する必要があり、両者は、計測思想を全く異なるものである。サイレントロボのソースコードは、乙23ソースコードであるが、本件プログラム3のソースコードとは異なる。 よって、サイレントロボに搭載されたプログラムは本件プログラム3とは別個のプログラムである。</p>
争点3-3	氏名表示権が侵害されたか	<p>被告が本件プログラム3を複製した被告プログラム3には、原告が作成したロゴがそのまま使用されているが、クレジットとして被告の社名が表示されている。 よって、被告は、原告の氏名表示権を侵害した。</p>	<p>原告の主張は、否認し争う。 被告は、本件プログラム3を複製、変更し、本件プログラム3にはない機能（時間率評価機能を果たす計算処理やdB値の時系列変化図の計算処理の機能）を施した新たなプログラムとして被告プログラム3を創作したため、クレジット表記に被告の表示をした。このように、被告プログラム3は、本件プログラム3を直接感得し得ない新たなプログラムであるから、そのクレジット表記が被告の表記であったとしても、原告の氏名表示権が侵害されることにはならない。</p>
争点3-4	被告に故意又は過失があったか	<p>被告は、本件プログラム3の複製・変更により原告の著作権及び著作者人格権を侵害することを認識していたので、被告には故意があった。 また、仮に、被告に故意がなかったとしても、被告は原告に複製許可を求めるなどして著作権及び著作者人格権の侵害を回避する義務があったにもかかわらず、当該義務を怠ったから、少なくとも被告に過失があった。</p>	<p>原告の主張は、否認し争う。</p>
争点3-5	損害の有無及び額	<p>1 複製権侵害による損害 (1) 制作費相当額 原告の本件プログラム3の制作報酬は30万円（税別）であり、被告による複製回数は少なくとも6回であった。 よって、本件プログラム3の複製により、少なくとも180万円の損害が生じた。 (2) サイレントロボにより得た収益 被告は、本件プログラム3を複製、変更したプログラムを利用してサイレントロボを開発したから、次の計算式により算出したとおりのサイレントロボによる被告の想定収益8872万円も複製権侵害による損害となる。 (計算式) 1億3000万円（想定売上高）－〔120万円（原価）×13台（想定売上数）＋2568万円（人件費）〕</p> <p>2 同一性保持権侵害による損害 慰謝料160万円</p> <p>3 氏名表示権侵害による損害 慰謝料60万円</p> <p>4 弁護士費用 上記1ないし3の1割に相当する927万2000円</p>	<p>原告の主張は、否認し争う。 なお、仮に、氏名表示権侵害が成立するとしても、本件プログラム3は専ら被告の業務内で利用されるものであるから、氏名表示権侵害による原告の損害は発生しない。</p>
争点3-6	複製又は改変に対する原告の承諾があったか	<p>被告の主張は、否認し争う。 別紙1「争点1-4」の「原告の主張」欄のとおり、原告は、本件プログラム3を特定の現場及び業務に利用されることを前提に制作・納品し、他の現場及び現場への利用のために複製することは認識しておらず、複製等を黙示的に承諾したことはなかった。</p>	<p>別紙1「争点1-4」の「被告の主張」欄の「2(1)」記載の事情に照らせば、原告は、被告による複製又は改変を黙示的に承諾していたといえる。</p>

争点3-7	著作権法47条の3第1項の「必要と認められる限度」の複製に当たるか	被告の主張は、否認し争う。 別紙1「争点1-5」の「原告の主張」欄のとおり。	被告による複製は、被告の計測業務のために制作された本件プログラム3を計測業務において現場の状況に対応させるために行ったものであるから、著作権法47条の3第1項の「必要と認められる限度」の複製にあたる。
争点3-8	著作権法20条2項3号の「必要な改変」に当たるか	被告の主張は、否認し争う。	被告による本件プログラム3の複製及び変更は、計測業務において現場の状況に対応させるために行ったものであり、当該プログラムを効果的に利用し得るために行ったから、著作権法20条2項3号の「必要な改変」にあたる。
争点3-9	消滅時効が完成したか	被告の主張は、否認し争う。 別紙1「争点1-6」の「原告の主張」欄のとおり、著作権及び著作者人格権の侵害に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算日は平成29年1月であり、消滅時効は完成していない。	別紙1「争点1-6」の「被告の主張」欄のとおり、遅くとも平成28年10月19日から3年の経過をもって、原告の著作権及び著作者人格権の侵害を理由とする損害賠償請求権の消滅時効は完成した。

本件プログラム4 (風観測プログラム) について

【著作権 (複製権) 侵害・著作者人格権 (同一性保持権) 侵害の成否】

		原告の主張	被告の主張
争点4-1	著作物であるか	<p>1 本件プログラム4の概要 本件プログラム4は、風向風速計から信号を入力し、平均風速、最大風速等を解析するために使用されるプログラムである。</p> <p>2 創作性があること 本件プログラム4のソースコードは、原告が必要であると考えた機能を抽出、分類して相互に組み合わせたものであり、大量かつ複雑である。すなわち、本件プログラム4の代表的な処理は、①AD変換器を制御するサブルーチン、②風観測データを回収するルーチン、③回収処理された風観測データを演算及び収録するルーチンであるところ、原告は、これらのルーチンを実現するため、最適化重視という開発ポリシーや自らの経験に照らし、複数の選択肢から1つの選択肢を採用してソースコードを創作した。また、本件プログラム4は、定期的なデータ収録と台風などの強風データを記録出来る機能を備えている。 コンピュータープログラムは、アルゴリズムをコンピュータによって自動化及び高速化することを目指し、命令を組み合わせ作成されるもの (ソースコード) であり、あるアルゴリズムを実現するための命令の組み合わせには、プログラマーごとの知識、経験、何を重視するかという点において選択肢に幅がある。 よって、本件プログラム4のソースコードは、原告の個性の表れた創作的表現によって記述されているから、著作物である。</p>	<p>1 本件プログラム4の概要 本件プログラム4は、風速計が計測した風向、風速、平均風速、最大風速等を記録するプログラムである。</p> <p>2 創作性がないこと 別紙1「争点1-1」の「被告の主張」欄の2(1)(3)のとおり。 風観測による統計方法は、気象庁の気象観測統計等の定められた計測方法により、そのプログラムの作成に創作性が入る余地はない。本件プログラム4は、上記気象観測統計等に従った被告の仕様に沿ったアルゴリズムに基づくものであり、原告の創作性はない。また、本件プログラム4に使用されたWith文やグリッドコントロールは、Visual Basicにおけるありふれた表現手法である。 よって、本件プログラム4のソースコードに創作性はなく、著作物ではない。</p>
争点4-2	被告に故意又は過失があったか	<p>被告は、本件プログラム4の複製・変更により原告の著作権及び著作者人格権を侵害することを認識していたので、被告には故意があった。 また、仮に、被告に故意がなかったとしても、被告は原告に複製許可を求めるなどして著作権及び著作者人格権の侵害を回避する義務があったにもかかわらず、当該義務を怠ったから、少なくとも被告に過失があった。</p>	<p>原告の主張は、否認し争う。</p>
争点4-3	損害の有無及び額	<p>1 複製権侵害 原告の本件プログラム4の制作報酬は20万円 (税別) であり、被告による複製回数は少なくとも3回であった。 よって、本件プログラム4の複製により、少なくとも60万円の損害が生じた。</p> <p>2 同一性保持権侵害 慰謝料100万円</p> <p>3 弁護士費用 上記1・2の1割に相当する少なくとも16万円</p>	<p>原告の主張は、否認し争う。</p>
争点4-4	複製又は改変に対する原告の承諾があったか	<p>被告の主張は、否認し争う。 別紙1「争点1-4」の「原告の主張」欄のとおり、原告は被告の複製等を黙示的にも承諾していなかった。</p>	<p>別紙1「争点1-4」の「被告の主張」欄の「2(1)」記載の事情に加えて、本件プログラム4に警報を発令する平均風速値を一次管理値及び二次管理値等を任意に設定できる仕様となっていることなどを考慮すると、本件プログラム4が特定の現場や業務に限定して制作していたとはいえ、原告は、被告による複製又は改変を黙示的に承諾していたといえる。</p>
争点4-5	著作権法47条の3第1項の「必要と認められる限度」の複製にあたるか	<p>被告の主張は、否認し争う。 別紙1「争点1-5」の「原告の主張」欄のとおり。</p>	<p>被告による複製は、被告の計測業務のために制作された本件プログラム4を計測業務において現場の状況に対応させるために行ったものであるから、著作権法47条の3第1項の「必要と認められる限度」の複製にあたる。</p>
争点4-6	著作権法20条2項3号の「必要な改変」にあたるか	<p>被告の主張は、否認し争う。</p>	<p>被告による本件プログラム4の複製及び変更は、計測業務において現場の状況に対応させるために行ったものであり、当該プログラムを効果的に利用し得るために行ったから、著作権法20条2項3号の「必要な改変」にあたる。</p>
争点4-7	消滅時効が完成したか	<p>被告の主張は、否認し争う。 別紙1「争点1-6」の「原告の主張」欄のとおり、著作権及び著作者人格権の侵害に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算日は平成29年1月であり、消滅時効は完成していない。</p>	<p>別紙1「争点1-6」の「被告の主張」欄のとおり、遅くとも平成28年10月19日から3年の経過をもって、原告の著作権及び著作者人格権の侵害を理由とする損害賠償請求権の消滅時効は完成した。</p>

本件プログラム5 (アナログ信号入力プログラム (VB6版)) について

【著作権 (複製権) 侵害・著作者人格権 (同一性保持権・氏名表示権) 侵害の成否】

		原告の主張	被告の主張
争点5-1	著作物であるか	<p>1 本件プログラム5の概要 本件プログラム5は、ADCの機能のテストを行うためのプログラムであり、開発プログラムが正常にデータを取り込んでいるかを確認する機能を有している。様々なアナログ信号 (振動、風速、騒音等) をデジタル化し、数値として把握・保存等することができるようになるプログラムであり、アナログ信号を入力するシステムを原告が被告に提供する際の動作確認用 (テスター) として使用されるものである。</p> <p>2 創作性があること 本件プログラム5の主な特徴として、アナログ信号入力処理、スケジュール測定、動的測定及び静的測定のデータ確認等が挙げられるところ、ソースコードの作成にあたっては、制御するADCの個数の選択、ADCの制御方法、計測プロセス制御等について、ソースコードの選択には幅がある。原告は、このように複数の選択肢がある中から、最適化の観点から、必要と考えた機能を抽出分類した上、自己の経験にも鑑みて選択して相互に組み合わせ、本件プログラム5のソースコードを作成しており、その構造は複雑である。また、本件プログラム5のソースコードには、開発者視点において動作状態を細かく確認出来るものとなっており、一般的な環境では使われることのないという点でも独創性がある。よって、本件プログラム5のソースコードは、原告の個性の表れた創作的表現によって記述されているから、著作物である。</p>	<p>1 本件プログラム5の概要 本件プログラム5は、アナログ信号をデジタルデータへ変換するプログラムである。</p> <p>2 創作性がないこと 別紙1「争点1-1」の「被告の主張」欄の2(1)(3)のとおり。また、原告がソースコードに創作性があると主張する点は、いずれも本件プログラム5の仕様や機能を示すものやアイデア、ありふれた手法にすぎない。よって、本件プログラム5のソースコードに創作性はなく、著作物ではない。</p>
争点5-2	氏名表示権が侵害されたか	<p>被告が本件プログラム5を複製した被告プログラム5には、原告が作成したロゴがそのまま使用されているが、クレジットとして被告の社名が表示されている。よって、被告は、原告の氏名表示権を侵害した。</p>	<p>原告の主張は、否認し争う。</p>
争点5-3	被告に故意又は過失があったか	<p>被告は、本件プログラム5の複製・変更により原告の著作権及び著作者人格権を侵害することを認識していたので、被告には故意があった。また、仮に、被告に故意がなかったとしても、被告は原告に複製許可を求めるとして著作権及び著作者人格権の侵害を回避する義務があったにもかかわらず、当該義務を怠ったから、少なくとも被告に過失があった。</p>	<p>原告の主張は、否認し争う。</p>
争点5-4	損害の有無及び額	<p>1 複製権侵害 原告の本件プログラム5の制作報酬は50万円 (税別) であり、被告による複製回数は少なくとも4回であった。よって、本件プログラム5の複製により、少なくとも200万円の損害が生じた。</p> <p>2 同一性保持権侵害 慰謝料200万円</p> <p>3 弁護士費用 上記1・2の1割に相当する少なくとも40万円</p>	<p>原告の主張は、否認し争う。</p>
争点5-5	複製又は改変に対する原告の承諾があったか	<p>被告の主張は、否認し争う。 別紙1「争点1-4」の「原告の主張」欄のとおり、原告は被告の複製等を黙示的にも承諾していなかった。</p>	<p>1 本件各プログラムについて 別紙1「争点1-4」の「被告の主張」欄の「2(1)」のとおり。</p> <p>2 本件プログラム5について 本件プログラム5は、プロパティ設定画面はないが、「A/D変換ボード」が最大4枚まで制御することができ、入力チャンネル数、サンプリングピッチ、サンプリング回数、サンプリング時間、データ保存先、データファイル名を任意に設定できる仕様となっており、複数の現場での利用が想定されていたといえる。</p> <p>3 よって、原告は、被告による複製又は改変を黙示的に承諾していたといえる。</p>
争点5-6	著作権法47条の3第1項の「必要と認められる限度」の複製に当たるか	<p>被告の主張は、否認し争う。 別紙1「争点1-5」の「原告の主張」欄のとおり。</p>	<p>被告による複製は、被告の計測業務のために制作された本件プログラム5を計測業務において現場の状況に対応させるために行ったものであるから、著作権法47条の3第1項の「必要と認められる限度」の複製にあたる。</p>
争点5-7	著作権法20条2項3号の「必要な改変」に当たるか		<p>被告による本件プログラム5の複製及び変更は、計測業務において現場の状況に対応させるために行ったものであり、当該プログラムを効果的に利用し得るために行ったから、著作権法20条2項3号の「必要な改変」にあたる。</p>
争点5-8	消滅時効が完成したか	<p>被告の主張は、否認し争う。 別紙1「争点1-6」の「原告の主張」欄のとおり、著作権及び著作者人格権の侵害に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算日は平成29年1月であり、消滅時効は完成していない。</p>	<p>別紙1「争点1-6」の「被告の主張」欄のとおり、遅くとも平成28年10月19日から3年の経過をもって、原告の著作権及び著作者人格権の侵害を理由とする損害賠償請求権の消滅時効は完成した。</p>

本件プログラム6 (P3トンネル工事振動計測プログラム) について

【著作権(複製権)侵害の成否】

		原告の主張	被告の主張
争点6-1	著作物であるか	<p>1 本件プログラム6の概要 本件プログラム6は、鳥取自動車道P3トンネル北工事の工事現場におけるトンネル掘削時の発破振動を測定し、測定されたデータから報告書を作成するプログラムである。</p> <p>2 創作性があること 本件プログラム6は、工事現場の振動をリアルタイムに計測し発破振動を感知するとネットワーク上の事務所パソコンにデータを転送するなど、様々なノウハウを取り入れた創作性があるプログラムである。本件プログラム6の主な特徴は、アナログ信号入力処理、報告書作成処理、遠隔地でのリアルタイムデータ表示が挙げられる。原告は、測定データのメモリー領域や測定データの保存方式、リアル測定データの転送方式、ファイルの転送方式、報告書作成(印刷)方法に関するソースコードの作成にあたって複数の選択肢がある中から1つを選択した。また、原告は、アナログ信号入力処理については、独自にソースコードを組み合わせた専用メモリー領域を作成するなどしており、遠隔地のリアルタイムデータ表示や電文フォーマット、振動波形グラフも原告が独自に作成したものであり、いずれにも原告の個性が表れている。 このように、本件プログラム6のソースコードは、原告の個性の表れた創作的表現によって記述されているから、著作物である。</p>	<p>1 本件プログラム6の概要 原告の主張を認める。 本件プログラム6は、P3トンネル工事の計測現場と計測事務所の通信のために、計測現場の計測器へインストールするプログラムとして制作されたものである。</p> <p>2 創作性がないこと 別紙1「争点1-1」の「被告の主張」欄の2(1)(3)のとおり。 また、原告が本件プログラム6のソースコードの作成にあたって複数の選択肢が存在すると主張する点は、いずれもアイデアの選択肢にすぎない。アナログ信号入力処理、遠隔地のリアルタイムデータ表示、電文フォーマット、振動波形グラフのソースコードに原告の個性が表れているとの主張は、いずれも機能に関する主張にすぎない。加えて、電文フォーマットのソースコードは「規約」(著作権法10条3項2号)に該当し、振動波形グラフのソースコードは、グラフを作成するためのアルゴリズムそのものであって「解法」(同条項3号)に該当し、いずれも著作権の保護が及ばない。 よって、本件プログラム6のソースコードに創作性はなく、著作物ではない。</p>
争点6-2	被告に故意又は過失があったか	<p>被告は、本件プログラム6の複製により原告の著作権を侵害することを認識していたので、被告には故意があった。また、仮に、被告に故意がなかったとしても、被告は原告に複製許可を求めるなどして著作権の侵害を回避する義務があったにもかかわらず、当該義務を怠ったから、少なくとも被告に過失があった。</p>	<p>原告の主張は、否認し争う。</p>
争点6-3	損害の有無及び額	<p>1 制作費相当額 本件プログラム6の制作報酬は50万円(税別)であり、被告による複製回数は少なくとも1回であった。よって、本件プログラム6の複製による損害は、少なくとも50万円である。</p> <p>2 弁護士費用 上記1の1割に相当する少なくとも5万円</p>	<p>原告の主張は、否認しないし争う。</p>
争点6-4	複製に対する原告の承諾があったか	<p>被告の主張は、否認し争う。 別紙1「争点1-4」の「原告の主張」欄のとおり、原告は被告の複製を黙示的にも承諾していなかった。また、原告は、本件プログラム6の制作依頼を受けた際、被告担当者から避難連絡坑2セットにインストールすることを前提とした配置図面を提示されたことはなく、終点工区に限定して1セットにインストールされる旨を現場資料(甲23)に基づく説明として受けた。よって、原告が、上記依頼を受けた際に、2セットのインストールを容認していたことはなかった。</p>	<p>1 本件各プログラムについて 別紙1の「争点1-4」の「被告の主張」欄の「2(1)」のとおり。</p> <p>2 本件プログラム6について 本件プログラム6は、P3トンネルの避難連絡坑1つに1セット設置される計測器にインストールされるプログラムである。P3トンネルには、3つの避難連絡坑(起点工区に1つ、終点工区に2つ)に各設置される計測器にインストールされるものであった。被告は、終点工区の計測業務を受注し、終点工区の2つの近接した避難連絡坑の計測業務を行えるようするためには同時に2つの計測器を用意する必要があった。被告担当者は、原告に対し、本件プログラム6をインストールする計測器が終点工区の避難連絡坑に2セットであることを記載した配置図面を示した上で、本件プログラム6の制作を依頼した。被告は、終点工区の1つ目の避難連絡坑の計測作業を終了し、終点工区の2つ目の避難連絡坑の計測器に1つ目で使用したプログラムを流用し、同計測作業中に請け負うこととなった起点工区の避難連絡坑の計測作業において、終点工区の2セット目の計測器に本件プログラム6をインストールして使用した。 このように、本件プログラム6の制作依頼当時、本件プログラムのインストールされる計測器が2セットであることが前提とされていたところ、一つのトンネルの起点工区と終点工区の避難連絡坑での利用は質的に異なるものではない。そうすると、被告による複製は、当初から想定された数量内の複製といえる。 3 以上によれば、本件プログラム6の複製について、原告の承諾があった。</p>
争点6-5	著作権法47条の3第1項の「必要と認められる限度」の複製に当たるか	<p>被告の主張は、否認し争う。 別紙1「争点1-5」の「原告の主張」欄のとおり。</p>	<p>被告による複製は、被告の計測業務のために制作された本件プログラム6を計測業務において現場の状況に対応させるために行ったものであるから、著作権法47条の3第1項の「必要と認められる限度」の複製にあたる。</p>
争点6-6	消滅時効が完成したか	<p>被告の主張は、否認し争う。 別紙1「争点1-6」の「原告の主張」欄のとおり、著作権侵害に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算日は平成29年1月であり、消滅時効は完成していない。</p>	<p>別紙1「争点1-6」の「被告の主張」欄のとおり、遅くとも平成28年10月19日から3年の経過をもって、原告の著作権侵害を理由とする損害賠償請求権の消滅時効は完成した。</p>